

島根県報

号外第一一八号
平成十四年十二月二十七日
(金曜日)

目 次

規 則

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (人 事 課) 一

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 五

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則 七

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 八

人委規則

職員の給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則 一〇

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 一五

県立学校の教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 一六

最高号給を超える給料月額を受ける職員の仕事の切替え等に関する規則 一九

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則 一九

公布された条例等のあらまし

◇技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則(規則第一〇九号)

一 規則の概要

- 1 給料表の改正(別表第一関係)
 - 2 給料の調整額の調整基本額表の改正(別表第四関係)
 - 3 給料の調整額に関する経過措置の改正
- 二 施行期日
平成十五年一月一日から施行することとした。

規 則

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第九号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年島根県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 (第二条関係)

技能労務職給料表

別表第四を次のように改める。

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円
	1	-	158,300
	2	132,500	165,500
	3	136,700	172,200
	4	141,400	178,100
	5	146,200	183,600
	6	152,200	188,300
	7	158,300	193,900
	8	165,500	199,400
	9	172,200	204,500
	10	178,100	210,200
	11	183,600	216,300
	12	188,300	222,800
	13	193,900	228,900
	14	199,400	235,700
	15	204,500	243,600
	16	210,200	253,100
	17	216,300	261,300
	18	222,800	269,800
	19	228,900	277,800
	20	235,700	286,300
	21	243,600	295,800
	22	253,100	306,000
	23	261,300	315,300
	24	269,800	326,500
	25	276,800	334,100
	26	284,300	341,700
	27	292,800	348,800
	28	297,300	355,900
	29	302,700	365,200
	30	308,000	374,200
	31	312,000	383,000
	32	315,700	390,600
	33		396,200
	34		401,200
	35		404,700
	36		407,200
	37		409,600
	38		412,100
	39		417,600
	40		421,300
	41		424,800
	42		428,300
再任用 職員 以外の職 員		213,700	231,000

別表第四 (第三条の三関係)

給料の調整額の調整基本額表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円 (2号給にあつては5,962円、3号給にあつては6,151円、4号給にあつては6,363円、5号給にあつては6,579円、6号給にあつては6,849円)
2 級	9,800円 (1号給にあつては7,123円、2号給にあつては7,447円、3号給にあつては7,749円、4号給にあつては8,014円、5号給にあつては8,262円、6号給にあつては8,473円、7号給にあつては8,725円、8号給にあつては8,973円、9号給にあつては9,202円、10号給にあつては9,459円、11号給にあつては9,733円)

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年島根県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「附則第五項」を「附則第五項から第八項まで」に改め、附則第二項中「附則第六項」を「附則第九項」に改め、附則第三項中「附則別表」を「附則別表第一」

に改め、附則第五項を次のように改める。

(給料の調整額に関する経過措置)

5 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に別に定める異動をした職員にあつては、別に定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則(以下この項及び附則第七項において「新規則」という。)第三条の二第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新基準日以後に別に定める異動をした職員にあつては、別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則(附則第七項及び第九項において「改正前の規則」という。)第三条の二第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、新規則第三条の二第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と新規則別表第三の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第八項までにおいて「調整数」という。)が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

附則第七項中「、現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給を超える職員の給料の調整額に関する経過措置その他この規則の施行に必要経過措置」を削り、同項を附則第十項とし、附則第六項中「この規則による改正前の技能労務職員の給与に関する規則」を「改正前の規則」に改め、同項を附則第九項とし、附則第五項の次に次の三項を加える。

6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用する。

7 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日(別に定める職員にあっては、別に定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に別に定める異動をした職員にあっては、別に定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における新規則第三条の二第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に別に定める異動をした職員にあっては、別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第三条の二第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、新規則第三条の二第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表第二の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

8 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したものの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めるこ

ととなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第五項(新基準日以後に新たに職員となった者にあっては、前項)の規定を準用する。

附則別表を附則別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

附則別表第二

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、附則別表の旧給料月額欄に掲げる施行日の前日におけるその者の給料月額に対応する同表の新給料月額欄に定める給料月額とする。
- 前項の規定により施行日における給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初のこの規則による改正後の技能労務職員の給与に関する規則第五条の規定により例によることとされている職員の給与に関する条例(昭和二十八年島根県条例第一号)第四条第八項ただし書の規定の適用については、施行日の前日におけるその者の給料月額を受けていた期間を施行日におけるその者の給料月額を受ける期間に通算する。
(給料の切替え及び当該切替えに伴う措置)
- 職員の給料の切替え及び当該切替えに伴う措置については、この規則に定めるもののほか別に定める。

附則別表

最高号給を超える職員の切替表

旧 給 料 月 額	新 給 料 月 額
円	円
440,700	431,800
444,400	435,300
448,100	438,800
451,800	442,300
455,500	445,800

教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十四号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和三十二年島根県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第八号の二中「第二十条の三第一項」を「第二十条の五第一項」に改める。

第二十九条の八第一項第二号中「教育職員」を「再任用短時間勤務教職員等」に改める。

別表第七の三を次のように改める。
別表第七の三(第十二条の二関係)
特定号給表

行政職給料表	医療職給料表(二)	中学校及び小学校教育職給料表	給料表		職務の級
			給	号	
十号給	給 十二号	給 十三号			一級
九号給	給 十二号	号給 二十五号			二級
九号給	給 十七号	給 十四号			三級
給 十五号	給 十二号				四級
給 十二号					五級
給 十六号					六級

別表第九の三を次のように改める。

別表第九の三 (第二十六条の二関係)

給料の調整額の調整基本額表 (中学校及び小学校教育職給料表)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	8,500円 (2号給にあつては 6,664円、3号給にあつては 6,948円、 4号給にあつては 7,272円、5号給にあつては 7,627円、 6号給にあつては 8,037円、7号給にあつては 8,487円)
2 級	11,700円 (2号給にあつては 7,366円、3号給にあつては 7,740円、 4号給にあつては 8,149円、5号給にあつては 8,640円、 6号給にあつては 8,959円、7号給にあつては 9,283円、 8号給にあつては 9,630円、9号給にあつては 9,994円、 10号給にあつては10,498円、11号給にあつては11,029円、 12号給にあつては11,565円)
3 級	12,600円
4 級	13,900円

(市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年島根県教育委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「以下」を「次項及び附則第六項において」に改める。
附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める教職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に県教育委員会定める異動をした教職員にあつては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の二の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教職員及び新基準日以後に県教育委員会の定める異動をした教職員にあつては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則(附則第六項において「改正前の規則」という。)第二十六条の二の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない教職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の二の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった教職員(新基準日以後に新たに教職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職を新基準日の前日における当該教職員の占める職とみなして、前項の規定を準用する。

附則第六項中「前二項」を「附則第四項から前項まで」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった教職員(新基準日以後に新たに教職員となった者に限る。)のうち、当該職を新基準日の前日における当該教職員の占める職とみなした場合に、新たに教職員となった日(県教育委員会の定める教職員にあつては、県教育委員会の定める日。以下この項において同じ。)に

受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額（新たに教職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教職員及び新たに教職員となった日後に県教育委員会の定める異動をした教職員にあっては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の二の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに教職員となった日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額（新たに教職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教職員及び新たに教職員となった日後に県教育委員会の定める異動をした教職員にあっては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二十六条の二の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない教職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の二の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

附則第七項の次に次の表を加える。

附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中市町村立学校の教職員の給与に関する規則第十五条第二項第八号の二の改正規定は、同年四月一日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日に昇格又は降格した教職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則第十二条の二又は第十二条の三の規定を適用する。

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十五号

最高号給を超える給料月額を受ける教職員の給料の切替え等に関する規則

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和二十九年島根県条例第七号。以下「市町村立学校給与条例」という。）別表第一又は職員給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号）別表第一若しくは別表第五の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額（市町村立学校給与条例別表第一の備考の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた教職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料 — 施行日の前日におけるその者の属する月額 (以下「旧給料月額」という。) — 職務の級における最高の号給の額 +

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の市町村立学校給与条例第十二条第三項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間 (県教育委員会の定める教職員にあっては、県教育委員会の定める期間) をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十六号

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則 (平成四年島根県教育委員会規則第七号) の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

(勤務した期間に相当する期間)

第五条の二 条例第五条の二第一項の県教育委員会規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

一 職員の給与の支給に関する規則 (昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号) 第十

五条の四各号に掲げる職員として在職した期間
二 教育公務員特例法 (昭和二十四年法律第一号) 第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第二十七号

労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 労務職員の給与に関する規則 (昭和三十二年島根県教育委員会規則第十二号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 (第二条関係)

給料の調整額の調整基本額表 (技能労務職給料表)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	6,900円 (2号給にあつては5,962円、3号給にあつては6,151円、4号給にあつては6,363円、5号給にあつては6,579円、6号給にあつては6,849円)
2 級	9,800円 (1号給にあつては7,123円、2号給にあつては7,447円、3号給にあつては7,749円、4号給にあつては8,014円、5号給にあつては8,262円、6号給にあつては8,473円、7号給にあつては8,725円、8号給にあつては8,973円、9号給にあつては9,202円、10号給にあつては9,459円、11号給にあつては9,733円)

(労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年島根県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行

う職を占める労務職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあっては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日におけるこの規則による改正後の労務職員の給与に関する規則(以下この項及び附則第四項において「改正後の規則」という。)第二条の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である労務職員及び新基準日以後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあっては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の労務職員の給与に関する規則(附則第四項において「改正前の規則」という。)第二条の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない労務職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

3 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった労務職員(新基準日以後に新たに労務職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職を新基準日の前日における当該労務職員の占める職とみなして、前項の規定を準用する。
附則第四項中「前二項」を「附則第二項から前項まで」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。

4 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった労務職員(新基準日以後に新たに労務職員となった者に限る。)のうち、当該職を新基準日の前日における当該労務職員の占める職とみなした場合に、新たに労務職員となった日(県教育委員会の定める労務職員にあっては、県教育委員会の定める日。以下この項において

人事委員会規則

職員給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十六号

職員給与の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(職員給与の支給に関する規則の一部改正)

第一条 職員給与の支給に関する規則(昭和二十七年島根県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の十七第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第六十九号)第一条の規定による改正後の条例(第十二条の十八第二項において「平成十四年改正後の条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第十二条の十八第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第十六条の三の表中「一三月一日一三月十五日一」を削る。
別表第二を次のように改める。

同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額

(新たに労務職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である労務職員及び新たに労務職員となつた日後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあつては、県教育委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二条の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに労務職員となつた日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新たに労務職員となつた日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である労務職員及び新たに労務職員となつた日後に県教育委員会の定める異動をした労務職員にあつては、県教育委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。))が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二条の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない労務職員の給料の調整額は、改正後の規則第二条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

附則第五項の次に次の表を加える。

附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

別表第二 (第六条関係)

給料の調整額の調整基本額表

別表第四を次のように改める。

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,200円
2 級	6,600円
3 級	8,600円 (1号給にあつては8,352円)
4 級	9,900円
5 級	10,300円
6 級	11,000円
7 級	11,400円
8 級	12,000円
9 級	13,000円
10 級	13,700円
11 級	15,600円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	8,200円 (2号給にあつては7,087円、3号給にあつては7,384円、4号給にあつては7,704円、5号給にあつては8,023円)
2 級	9,100円 (2号給にあつては7,780円、3号給にあつては8,109円、4号給にあつては8,518円、5号給にあつては8,964円)
3 級	9,900円 (2号給にあつては8,973円、3号給にあつては9,351円、4号給にあつては9,724円)
4 級	10,700円 (1号給にあつては10,485円)
5 級	11,400円
6 級	12,100円
7 級	12,400円
8 級	12,900円
9 級	13,400円
10 級	14,100円

ハ 医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200円
2 級	8,100円 (2号給にあつては7,983円)
3 級	9,700円 (1号給にあつては9,319円、2号給にあつては9,648円)
4 級	10,300円
5 級	11,300円
6 級	12,100円
7 級	13,200円

ニ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,100円 (2号給にあつては6,876円、3号給にあつては7,128円、4号給にあつては7,389円、5号給にあつては7,668円、6号給にあつては8,041円)
2 級	10,000円 (2号給にあつては8,091円、3号給にあつては8,469円、4号給にあつては8,887円、5号給にあつては9,157円、6号給にあつては9,427円、7号給にあつては9,706円)
3 級	10,400円 (1号給にあつては10,021円、2号給にあつては10,341円)
4 級	10,800円
5 級	11,100円
6 級	12,500円
7 級	13,500円

別表第四 (第六条の十関係)

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
	円	円	円	円	円	円
1 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
1 年 以 上 2 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
2 年 以 上 3 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
3 年 以 上 4 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
4 年 以 上 5 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
5 年 以 上 6 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	50,800
6 年 以 上 7 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	49,000
7 年 以 上 8 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	47,200
8 年 以 上 9 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	45,400
9 年 以 上 10 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	43,600
10 年 以 上 11 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	41,800
11 年 以 上 12 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	40,000
12 年 以 上 13 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	38,200
13 年 以 上 14 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	36,400
14 年 以 上 15 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	35,000
15 年 以 上 16 年 未 満	311,400	272,300	219,100	161,400	101,600	33,600
16 年 以 上 17 年 未 満	307,000	268,300	215,800	158,800	100,000	32,200
17 年 以 上 18 年 未 満	302,600	264,300	212,500	156,200	98,400	30,800
18 年 以 上 19 年 未 満	298,200	260,300	209,200	153,600	96,800	29,400
19 年 以 上 20 年 未 満	293,800	256,300	205,900	151,000	95,200	28,000
20 年 以 上 21 年 未 満	289,400	252,300	202,600	148,400	93,600	26,600
21 年 以 上 22 年 未 満	277,200	242,100	195,200	142,700	90,200	26,000
22 年 以 上 23 年 未 満	264,700	231,800	187,500	137,100	86,400	25,300
23 年 以 上 24 年 未 満	252,600	221,800	180,300	131,400	83,000	24,400
24 年 以 上 25 年 未 満	240,300	211,500	172,600	126,000	79,300	23,600
25 年 以 上 26 年 未 満	228,000	201,300	165,200	120,400	75,900	23,000
26 年 以 上 27 年 未 満	212,600	187,400	153,900	112,400	70,900	22,300
27 年 以 上 28 年 未 満	197,500	173,700	143,100	104,400	66,300	21,700
28 年 以 上 29 年 未 満	182,200	160,000	132,000	96,400	61,700	21,000
29 年 以 上 30 年 未 満	166,800	146,100	120,800	88,400	56,700	20,600
30 年 以 上 31 年 未 満	149,100	130,900	108,900	79,700	51,900	20,200
31 年 以 上 32 年 未 満	131,400	115,600	96,900	71,200	46,800	19,400
32 年 以 上 33 年 未 満	113,900	100,600	85,200	62,400	42,100	18,600
33 年 以 上 34 年 未 満	83,200	75,600	65,600	49,500	33,900	17,700
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第 6 条の 7 各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- この表において「1 項職員」とは、第 6 条の 5 第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは、同条第 2 項の職を占める職員をいう。
- この表において「1 種」とは、第 6 条の 5 第 1 項第 1 号の職を占める職員を、「2 種」とは、同項第 2 号の職を占める職員を、「3 種」とは、同項第 3 号の職を占める職員を、「4 種」とは、同項第 4 号の職を占める職員を、「5 種」とは、同項第 5 号の職を占める職員をいう。

(職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則(平成七年島根県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「以下」を「次項及び附則第六項において」に改める。

附則第四項及び第五項を次のように改める。

4 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第六条第二項の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新基準日以後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則(附則第六項において「改正前の規則」という。)第六条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第六条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と改正後の規則別表第一の調整数欄に掲げる調整数(次項から附則第七項までにおいて「調整数」という。)が同一である職を占める間、同条第二項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなして、前項の規定を準用す

る。

附則第六項中「前二項」を「附則第四項から前項まで」に改め、同項を附則第八項とし、附則第五項の次に次の二項を加える。

6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった職員(新基準日以後に新たに職員となった者に限る。)のうち、当該職に係る調整数を新基準日の前日における当該職員に係る調整数とみなした場合に、新たに職員となった日(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。)及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第六条第二項の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに職員となった日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新たに職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である職員及び新たに職員となった日後に人事委員会の定める異動をした職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第六条第二項の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料月額」という。)に達しない職員の給料の調整額は、改正後の規則第六条第二項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職又は当該職と調整数が同一である職を占める間、同項の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。

7 新基準日の前日において給料の調整を行う職を占める職員で新基準日以後に調整数が異なる職に異動したもの又は新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めるこ

ととなった職員で当該職を占めることとなった日後に調整数が異なる職に異動したものの給料の調整額については、これらの異動後の職に係る調整数を新基準日の前日におけるこれらの職員に係る調整数とみなして、附則第四項（新基準日以後に新たに職員となった者）については、前項）の規定を準用する。

附則第八項の次に次の附則別表を加える。

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中職員の給与の支給に関する規則第十六条の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。
(平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十九号。以下「改正条例」という。）附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日（同号に規定する基準日）をいう。以下この項において同じ。）までの間において、職員が人事交流等により引き続き次々の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間とする。

一 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号。次号において「退職手当条例」という。）第五条第五項各号に規定する者

二 退職手当条例第五号の四第一項に規定する特定地方公社等職員

3 改正条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額を、最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替等に関する規則（平成十四年人事委員会規則第十九号）第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同条中「こ

の規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第六十九号。以下この条において「改正条例」という。）附則第五項第一号に規定する継続在職期間のうちに」と、「職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）」とあるのは「期間（以下この条において「特定期間」という。）がある職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額」と、同条の式中「施行日に」とあるのは「改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

4 継続在職期間（改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。）において改正条例第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた期間（職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間を除く。）がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額は、当該期間において職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の同条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（附則第六項において「改正後の条例」という。）の規定による給料月額とする。

5 継続在職期間においてこの規則の第二条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則附則第四項又は第五項の規定の適用を受けていた期間がある職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第四項又は第五項の規定により算定した額からこの規則第一条の規定による改正前の職員の給与の支給に関する規則第六条第二項の規定により算定した額を減じた額に、この規則第一条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則第六条第二項の規定により算定した額を加えた額とする。

6 改正条例附則第五項の規定により平成十五年三月に支給される期末手当に関する特例措置については、改正後の条例第十六条の二第一項、第二項又は第四項の規定に基づき期末手当を支給する場合においても適用するものとする。

(雑則)

7 附則第二項から前項に定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に必要事項は、人事委員会が定める。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年島根県人事委員会規則

第七号)の一部を次のように改正する。
別表第二十五の二を次のように改める。

別表第二十五の二(第二十二条関係)

特 定 号 給 表

給料表	職務の級							
医療職給料表(三)	十四号給	十二号給	十二号給	十号給	十四号給	二十二号給	十号給	一級
医療職給料表(二)	十二号給	十二号給	十三号給	十三号給	十号給	二十号給	九号給	二級
医療職給料表(一)	十九号給	十七号給	十七号給	十二号給	八号給	十四号給	九号給	三級
研究職給料表	十四号給	十二号給		九号給	十二号給	二十二号給	十五号給	四級
海事職給料表	十号給	十四号給				十二号給	十二号給	五級
公安職給料表	九号給	八号給				十八号給	十六号給	六級
行政職給料表						十六号給	十四号給	七級
						十七号給	九号給	八級
						八号給	十三号給	九級
							六号給	十級

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。
- (施行日における昇格又は降格の特例)
- 2 この規則の施行の日には昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十二條又は第二十三條の規定を適用する。

県立学校の教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十八号

県立学校の教育職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 県立学校の教育職員の給与に関する規則(昭和三十二年人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項第八号の二中「第二十條の三第一項」を「第二十條の五第一項」に改める。

第三十六條の十七第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある教育職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年島根県条例第七十号)第一条の規定による改正後の条例(第三十六條の十八第二項において「平成十四年改正後の条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第三十六條の十八第二項中「受けていた給料及び扶養手当の月額」の下に「(当該異動又は学校の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある教育職員にあつては、当該異動又は学校の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成

十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を加える。

第四十條の三の表中「一三月一日一三月十五日」を削る。

別表第四の高等学校等教育職級別資格基準表の備考第二項中「附則第十項の規定により高等学校教諭の」を「附則第八項の規定により高等学校教諭の」に改める。

別表第九の三の特定号給表の高等学校等教育職給料表の項中「二十二号給」を「二十三号給」に改める。

別表第十一を次のように改める。

別表第十一 (第二十六条関係)

給料の調整額の調整基本額表 (高等学校等教育職給料表)

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円 (2号給にあつては6,664円、3号給にあつては6,948円、4号給にあつては7,272円、5号給にあつては7,627円、6号給にあつては8,037円、7号給にあつては8,487円、8号給にあつては8,793円、9号給にあつては9,103円)
2 級	11,800円 (2号給にあつては8,640円、3号給にあつては8,959円、4号給にあつては9,283円、5号給にあつては9,630円、6号給にあつては9,994円、7号給にあつては10,498円、8号給にあつては11,029円、9号給にあつては11,565円)
3 級	13,100円
4 級	14,200円

第二条 (県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
 第二条 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成七年島根県人事委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「以下」を「次項及び附則第六項において」に改める。
 附則第四項及び第五項を次のように改める。

- 4 平成十五年一月一日(以下「新基準日」という。)の前日において給料の調整を行う職を占める教育職員のうち、同日に受ける給料月額(新基準日以後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「基礎給料月額」という。)及び基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の規定により算出した額の合計額から基礎給料月額と新基準日の前日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額(新基準日の前日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教育職員及び新基準日以後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。)との差額の二分の一を減じた額(以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。)が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎としてこの規則による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則(附則第六項において「改正前の規則」という。)第二十六条の規定の例により得られる額の合計額(以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。)に達しない教育職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加えた額とする。
- 5 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった教育職員(新基準日以後に新たに教育職員となった者を除く。)の給料の調整額については、当該職を新基準日の前日における当該教育職員の占める職とみなして、前項の規定を準用する。附則第六項中「前二項」を「附則第四項から前項まで」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。
- 6 新基準日以後に新たに給料の調整を行う職を占めることとなった教育職員(新基準日以後に新たに教育職員となった者に限る。)のうち、当該職を新基準日の前日における当該教育職員の占める職とみなした場合に、新たに教育職員となった日(人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める日。以下この項において同じ。)に受ける職務の級及び号給の新基準日の前日において適用される給料月額(新

たに教育職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教育職員及び新たに教育職員となった日後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会の定める給料月額。以下この項において「みなし基礎給料月額」という。）及びみなし基礎給料月額に基づき新基準日の前日における改正後の規則第二十六条の規定により算出した額の合計額からみなし基礎給料月額と新たに教育職員となった日に受ける職務の級及び号給の平成八年四月一日において適用される給料月額（新たに教育職員となった日に受ける給料月額が職務の級の最高の号給の給料月額を超える給料月額である教育職員及び新たに教育職員となった日後に人事委員会の定める異動をした教育職員にあっては、人事委員会が別に定める給料月額。以下この項において「旧基準日の対応給料月額」という。）との差額の二分の一を減じた額（以下この項において「改正後の仮定給料の月額」という。）が、旧基準日の対応給料月額及び旧基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二十六条の規定の例により得られる額の合計額（以下この項において「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない教育職員の給料の調整額は、改正後の規則第二十六条の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日までの間において引き続き当該職を占める間、同条の規定により算出した額に、改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額に附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加えた額とする。

附則第七項の次に次の附則別表を加える。

附則別表

平成十五年一月一日から平成十五年三月三十一日まで	百分の百
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	百分の七十五
平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで	百分の五十
平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで	百分の二十五

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第一条中県立学校の教育職員

員の給与に関する規則（次項において「県立学校給与規則」という。）第十九条第二項第八号の二及び第四十条の三の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この規則（第一条中県立学校給与規則別表第四の改正規定に限る。）による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則の規定は、平成十四年七月一日から適用する。（施行日における昇格又は降格の特例）

3 この規則の施行の日に昇格又は降格した教育職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則第十六条の二又は第十六条の三の規定を適用する。

（平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号。以下「改正条例」という。）附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、平成十四年四月一日から基準日（同号に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）までの間において、教育職員が人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き教育職員となり、基準日まで引き続き当該各号に掲げる者として勤務した場合は、引き続き教育職員として引き続き在職した期間とする。

一 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年島根県条例第八号。次号において「退職手当条例」という。）第五条第五項各号に規定する者

二 退職手当条例第五条の四第一項に規定する特定地方公社等職員

5 改正条例附則第五項第二号の人事委員会規則で定める給料月額は、最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則（平成十四年人事委員会規則第二十号）第一条の規定を準用して得られる給料月額とする。この場合において、同条中「この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において」とあるのは「県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十四年島根県条例第七十号。以下この条において「改正条例」という。）附則第五項第一号に規定する継続在職期間のうち」と、「教育職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）」とあるのは「期間（以下この条において「特定期間」という。）がある教育職員の特定期間における同項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料月額」

と、同条の式中「施行日に」とあるのは「改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定による特定期間に」と、「施行日の前日」とあるのは「特定期間」と読み替えるものとする。

6 継続在職期間（改正条例附則第五項第一号に規定する継続在職期間をいう。次項において同じ。）において改正条例第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する条例別表第一及び別表第二の給料表の適用を受けていた期間（職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間を除く。）がある教育職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定となる給料月額は、当該期間において教育職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給の同条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する条例（附則第八項において「改正後の条例」という。）の規定による給料月額とする。

7 継続在職期間においてこの規則の第二条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則附則第四項又は第五項の規定の適用を受けていた期間がある教育職員の当該期間における改正条例附則第五項第二号に規定する給料等の額の算定の基礎となる給料の調整額は、同規則附則第四項又は第五項の規定により算定した額からこの規則の第一条の規定による改正前の県立学校の教育職員の給与に関する規則第二十六条の規定により算定した額を減じた額に、この規則の第一条の規定による改正後の県立学校の教育職員の給与に関する規則第二十六条の規定により算定した額を加えた額とする。

8 改正条例附則第五項の規定による平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置については、改正後の条例第二十七条第一項、第二項又は第四項の規定に基づき期末手当を支給する場合においても適用するものとする。

9 附則第四項から前項に定めるもののほか、平成十五年三月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第十九号

最高号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
（最高号給を超える給料月額の切替え等）

第一条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（昭和二十六年島根県条例第一号。以下「条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最前の号給とその1号給下位の号給との差額 ×

その者の施行日の前日における給料 ー 施行日の前日におけるその者の属する月額（以下「旧給料月額」という。） × 職務の級における最前の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最前の号給とその1号給下位の号給との差額 +

施行日におけるその者の属する職務の級における最前の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の条例第四条第八項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

毎週火・金曜日発行

島根県人事委員会規則第二十号

最高号給を超える給料月額を受ける教育職員の給料の切替え等に関する規則
(最高号給を超える給料月額の切替え等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和二十九年島根県条例第六号。以下「条例」という。)別表第一及び別表第二の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(条例別表第二の備考の規定の適用を受ける教育職員にあっては、当該規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた教育職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \\
 & \text{その者の施行日の前日における給料} - \text{施行日の前日におけるその者の属する月額 (以下「旧給料月額」という。)} - \text{職務の級における最高の号給の額} \\
 & \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} + \\
 & \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}
 \end{aligned}$$

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される教育職員に対する施行日以後における最初の条例第三項ただし書の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める教育職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

平成十四年十二月二十七日印刷
平成十四年十二月二十七日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)